

令和3年(記)第539号(基本事件 令和2年(わ)第1935号等)

意見書

被告人

上記の者に対する覚醒剤取締法違反、関税法違反、大麻取締法違反被告事件について、主任弁護人高野隆らから抗告の申立てがあったが、同申立ては、不適法であり、そうでないとしても、理由がないものと思料する。

その理由の要点は、下記のとおりである。

記

1 まず、本件抗告の申立ては、対象となる決定が存在せず、不適法である。

令和3年9月27日午後1時30分に指定されていた上記被告事件の公判前整理手続期日の開始前、同手続を担当する受命裁判官として法壇に着席していた当職は、従前の経緯（弁護人らが上記被告事件の以前の公判前整理手続期日において、法廷の配線を無断で変えてコンセントの空きを作り自分らのパソコンに法廷電源を使用したとの報告があったことから、当職が法廷において弁護人らに対し法廷電源の使用は許されない旨注意したところ、主任弁護人が他の裁判所では使用しているなどと述べて反発したため、ひとまずはその実情等を調査することにして、その場を収めたことがあった。）を踏まえて、弁護人らに対し、改めて法廷電源の使用は許されない旨告げた。主任弁護人が当職の当該告知が裁判長の処分であるかどうかを尋ねたため、当職は、上記告知が法廷設備の管理に関わることであり、訴訟当事者の活動に関わる指示を与えるものであるため、これを肯定する返答をした。すると、主任弁護人は、「裁判長の処分に対する異議の申立て」と称して、本件抗告申立書に記載された内容と同旨のことを述べた（以下「本件言明」という。）。これに対し、当職は、「ここで議論するつもりはないが、法廷電源の使用は許されないとしたことは変更しない。」旨告げて、法廷電源の使用に関する主任弁護人とやり取りを収束させ、その後、公判前整理手続期日を開いた。

本件言明への当職の対応は、必ずしも明確なものではなかったが、本件言明を正規に異議申立てとして取り扱うのであれば、検察官の意見を聴取した上、異議に対する決定を行った（異議を棄却すると明確に告げた）はずである。しかし、上述のとおり、当職は、上記のやり取りを収束させる文言を告げる前に、検察官の意見を聴取し

ておらず、異議を棄却するとも告げていない。そのような対応をしたのは、法廷電源の使用に関する上記告知の実質は、弁護人らが使用するパソコンの充電のために法廷電源を使用することは許されないとの注意を与えたものであることや、そのやり取りが受命裁判官によりすることになっていた公判前整理手続期日の開始前であったことなどからであって、客観的にみれば、当職は、本件言明を法廷電源の使用に関する主任弁護人による意見の陳述として対応したといえる。したがって、弁護人らが本件抗告の申立ての対象としている異議申立棄却決定は存在しない。

2 もっとも、当職が、上記注意につき処分である旨応答し、その後も本件言明を異議申立てとして取り扱っていないことを明示する対応をしていなかつたことから、異議申立棄却決定があったものと弁護人らが考えたことを見当違いであるとまでいふのではない（当職による上述の応答、対応が相当でなかつたとの批判があるならば、甘んじて受けなければならないかも知れない。）。

しかし、異議申立棄却決定があったものとみたとしても、本件抗告の申立ては不適法である。同決定が訴訟手続に関するものではないとしても（そうであれば、刑訴法420条1項により、本件抗告の申立ては不適法となる。），異議の申立てについて決定があったときは、その決定で判断された事項については重ねて異議を申し立てることができず（刑訴規則206条），訴訟の遅延を防止するという同規定の趣旨からしても、まして抗告を申し立てることはできないと解されるからである。

3 仮に、本件抗告の申立てが不適法とはいえないとしても、同申立ては理由がないものである。弁護人らは、当職による上記注意が被告人の防御活動のために必要不可欠といえるパソコンの使用をできなくさせるものであり、防御権ないし弁護権を侵害するものである旨主張するが、当職が許されないとしたのは飽くまで公判前整理手続において弁護人らが使用するパソコンの充電に法廷電源を使用することである。パソコンの使用がノートを取るなどの弁護活動を効率的に行うために有用であることに全く異論はなく、当職が弁護人らのパソコンの使用自体を禁じたことは一切ない。弁護人らが自前の電源（パソコンの内蔵電池等）を使ってパソコンを使用することは何ら妨げられておらず自由にできるのであって（公判前整理手続期日程度の時間であれば、法廷電源の使用は不要であろう。），弁護人らの上記主張に論理の飛躍があることは明らかである（もとより検察官も法廷でパソコンを使用することがあるが、当然のことながら、後述のような場合以外に法廷電源を使ってそのパソコンに充電するな

どということは一切していないであろう。弁護人らの理屈によれば、訴訟手続において防御活動のために必要なものは全て国費で賄う、あるいは裁判所が法廷に用意する必要があることになりかねない。被告人のための防御活動、弁護活動が公的性質を有するものであることを踏まえても、その具体的な活動のために国の財源を使用し得る範囲は自ずと限られる。なお、公判期日においてデータ化された証拠内容をパソコンを使って表示するなど、公判期日での立証活動は、訴訟関係者全員のために行う正に公的な活動といえるから、そのために法廷電源を使用することは許されると解され、このことは、今回も弁護人らに告げている。）。したがって、弁護人らの上記主張は、失当である。

以上

令和3年10月4日

横浜地方裁判所第3刑事部

裁 判 官 景 山 太 郎

